

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 宮成 公一郎

1 日 時

令和8年4月27日（月） 午後2時00分から
午後4時24分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

宮成公一郎、阿部長夫、志村学、三浦正臣、成迫健児、原田孝司、戸高賢史

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

福崎智幸

6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 山田雅文、警察本部長 平松伸二 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 令和8年度行政組織及び重点事業等について、執行部から説明を受けた。
- (2) 治安情勢について、特殊詐欺の定義の整理について、高等学校入学者選抜について、「高等学校教育改革実行計画」について及び「部活動の地域展開に係る大分県の方針」について、執行部から報告を受けた。
- (3) 県内所管事務調査の行程について決定した。
- (4) 県外所管事務調査について協議した。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班	主査	神農和成
政策調査課調査広報班	主任	瑞木彩乃

文教警察委員会次第

日時：令和８年４月２７日（月）１４：００～

場所：第２委員会室

１ 開 会

２ 警察本部関係

１４：００～１５：００

- （１）治安情勢について
- （２）令和８年度行政組織及び重点事業等について
 - ①組織の概要について
 - ②令和８年度当初予算の概要について
- （３）諸般の報告
 - ①特殊詐欺の定義の整理について
- （４）その他

３ 教育委員会関係

１５：００～１６：００

- （１）令和８年度教育委員会組織及び重点方針等について
- （２）諸般の報告
 - ①高等学校入学者選抜について
 - ②「高等学校教育改革実行計画」について
 - ③「部活動の地域展開に係る大分県の方針」について
- （３）その他

４ 協議事項

１６：００～１６：１５

- （１）県内所管事務調査について
- （２）県外所管事務調査について
- （３）その他

５ 閉 会

会議の結果

宮成委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。これより、警察本部関係の説明に入ります。説明に入る前に本日は初めての委員会なので、まず私から御挨拶を申し上げます。

〔宮成委員長挨拶〕

宮成委員長 それでは、委員の自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

宮成委員長 本日は委員外議員として福崎議員に出席いただいています。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の神農主査です。（起立挨拶）

政策調査課の瑞木主任です。（起立挨拶）

続いて、執行部の自己紹介をお願いします。

〔平松警察本部長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

宮成委員長 ありがとうございます。

ここで、委員外議員の発言について、委員の皆さんにお諮りします。

委員外議員からの発言の申出については、会議規則により委員会がそれを許すか否かを決めると定められていますが、議事の円滑な運営のため、本日の委員会以降、委員の皆さんから特に御異議が出た場合を除き、その発言を許すか否かについては委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

宮成委員長 御異議がないので、委員外議員の発言の許可については、委員長に御一任いただきます。

また、委員外議員に申し上げます。発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

なお、進行状況を勘案しながら進めていくので、委員外議員はあらかじめ御了承願います。

それでは、治安情勢について執行部の説明を求めます。

平松警察本部長 県下の治安情勢と県警察の取

組について、御説明いたします。

文教警察委員会説明資料の2ページを御覧ください。

県警察では、本年の大分県警察運営方針を県民とともに歩む力強い警察、サブタイトルを日本一安全な大分の実現に向けてとしております。

また、業務目標として刑法犯認知件数過去最少、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺被害件数過去最少、交通事故死者数過去最少、重要犯罪の徹底検挙の4点を掲げ、これらを達成するため、総合的な犯罪防止に向けた各種対策の推進など7項目を業務重点として取り組んでいるところです。

なお、令和8年4月から特殊詐欺の定義が整理され、SNS型投資・ロマンス詐欺が特殊詐欺の手口に分類されることとなりましたが、業務目標の特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺被害件数過去最少については、変更することなく現行のままとさせていただきます。

定義の整理についての詳細は、後ほど担当部長から報告させていただきます。

それでは、県下の治安情勢について、業務重点に沿って御説明いたします。

資料3ページ、令和7年大分県警察業務重点等の推進結果を御覧ください。

まず、業務重点推進状況の一つ目、1 総合的な犯罪防止に向けた各種対策の推進についてです。

令和7年中における刑法犯認知件数は4, 151件で、前年より709件増加しました。地域の安全度を示す犯罪率は、良好な方から全国第6位、検挙率は全国第14位となっております。

昨年は地域の実態に即した先制的かつ効果的な犯罪防止対策を推進したほか、防犯ボランティア団体等との連携や街頭防犯カメラの設置促進等により、地域の防犯力の強化や犯罪の起きにくい環境づくりに取り組むとともに、社会問題となったいわゆる闇バイト対策に取り組んで

まいりました。

本年も引き続き、関係機関・団体と連携し、実効性のある取組を推進してまいります。

次に、その下の特殊詐欺の被害状況についてです。

昨年の特種詐欺被害件数は400件、被害額は約8億5,893万円で、前年に比べて被害件数は120件、被害額は約1億2,208万円増加しました。

また、SNS型投資・ロマンス詐欺被害につきましても、被害額は15億円を超えております。

昨年はテレビや新聞のほか、SNSを利用して広報啓発を図るといったこれまでの取組を継続して実施するとともに、防犯ボランティア団体等と協働での街頭活動など、積極的な広報啓発活動に取り組んでまいりました。

本年も金融機関やコンビニエンスストア等と連携した水際対策や効果的な広報啓発活動等により、被害減少に向け、県警察の総力を挙げて取組を推進してまいります。

次に、その右、2こども・女性・高齢者の安全確保と少年の非行防止及び保護対策の推進についてです。

昨年のストーカー事案、DV事案の対応件数は前年から減少しておりますが、高齢者虐待事案は増加しております。この種の事案については、殺人等の重大事案へ発展する危険性があることから、引き続き警察署と本部が連携し、被害者等の安全確保を最優先とした迅速・的確・総合的な対応を推進してまいります。

また、声掛け事案の対応件数は前年と同水準にあります。本年も教育委員会や学校、地域住民等と連携し、通学路の安全点検や積極的な情報提供等に努め、こどもの安全確保に向けた取組を推進してまいります。

次に、その下の少年非行防止・保護対策についてです。

刑法犯少年は令和5年以降増加に転じ、昨年は令和以降最多となる220人となっております。

引き続き、スクールサポーターや少年警察ボ

ランティア、学校等と連携し、少年の非行防止・健全育成に取り組んでまいります。

児童虐待については、昨年は対応件数、児童相談所への通告人員ともに減少しておりますが、児童虐待の潜在化が解消されたとは言えない状況にあります。

県警察では、虐待事案を早期発見するためにも、引き続き被害児童の安全確保を最優先に児童相談所や市町村等とも連携し、児童の保護対策を推進してまいります。

次に、3交通死亡・重傷事故の抑止についてです。

昨年の交通事故死者数は41人で、前年を13人上回り、令和2年以来5年ぶりに増加に転じました。

また、発生件数、負傷者数は平成17年以降21年連続で減少しましたが、重傷者数は前年より25人増加しました。

本年は交通死亡・重傷事故の抑止に向け、引き続き関係機関・団体と連携し、歩行者の安全確保のための街頭活動や交通指導取締り、本年4月から交通反則通告制度が適用されている自転車の交通ルール遵守のための広報啓発や交通安全教育等の取組を推進してまいります。

次に、下段左の4悪質・重要犯罪等の徹底検挙についてです。

令和7年中の殺人、強盗等の重要犯罪の認知件数は64件、検挙件数は66件、検挙率は103.1%であり、目標を達成することができました。

本年も引き続き重要犯罪の徹底検挙を目指すとともに、特に被害が深刻化する特殊詐欺の検挙をより一層推進してまいります。

次に、その右、5暴力団等組織犯罪対策の推進についてです。

県内の暴力団につきましては、14の団体と約120人の構成員等を把握しております。

昨年中は賭博事件などをはじめ、暴力団関係者60名を検挙しました。

また、暴力団対策法に基づく中止命令を3事案3名に発出するなど、暴力団対策を強力に推進してまいりました。

薬物事犯の取締りにつきましては、大分県内外の密売人や末端乱用者等95名を検挙するとともに、覚醒剤約24グラム、大麻約1,420グラム等の違法薬物を押収しております。

検挙の主なものとしましては、覚醒剤事犯と大麻事犯であり、大麻事犯につきましては全国的な傾向と同様、若年層への薬物汚染拡大が顕著となっております。そのほかにも、全国初検挙となった指定薬物であるエトミデートの密輸事件を他機関と共同で検挙しております。

本年も引き続き、暴力団等に対する取締り、県民や関係機関・団体と一体となった暴力団排除活動を推進するとともに、社会をむしばむ薬物犯罪への捜査活動を強化してまいります。さらには、匿名・流動型犯罪グループの徹底検挙、犯罪収益の剥奪にも尽力してまいります。

次に、6災害、テロ等緊急事態対策及び大規模警備諸対策の推進についてです。

昨年11月18日に発生した大分市佐賀関の大規模火災に対し、県警察では災害警備本部を設置するとともに、発災当初は避難誘導や交通規制、県警へりによる情報収集を行いました。

加えて、被災住民の安否確認、発見された御遺体の検視、現場の実況見分のほか、被災地の警戒警ら活動や防犯の呼び掛け、避難所における相談対応等を行うなど、被災者の心情に配慮した各種警察活動を行いました。

大規模警備諸対策の推進につきましては、近年国内外において要人襲撃事件が立て続けに発生するなど、厳しい警備情勢の中、昨年7月の第27回参議院議員通常選挙に伴う要人警護にあたっては、県警察の総合力を発揮し、関係者と連携しながら警護対象者の安全確保、一般聴衆等の雑踏事故防止、周辺の交通対策、ドローン等の新たな脅威等に的確に対応し、警護の目的を完遂しました。

最後に、7社会情勢の変化に対応した組織運営の推進についてです。

まず、業務の合理化・効率化の推進について、昨年12月15日から警察行政手続オンライン化システムの運用を開始し、道路使用許可や古物営業許可等、約600手続に関し、オンライ

ンで24時間365日申請・届出を行えることとするなど、県民の利便性の向上を図ることができました。

このほか、警察署に勤務する男性職員が育児休業を取得しようとする場合に、警察本部の職員を応援派遣する支援制度を試行することにより、組織の多様性や柔軟性を高めたほか、県警察の魅力向上を図ることができました。

本年も、働き方の多様化など社会情勢の変化を踏まえた効率的な組織運営の推進に取り組んでまいります。

宮成委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 別に質疑もないので、次に警察本部関係の令和8年度行政組織及び重点事業等について執行部の説明を求めます。

山岡警務部長 大分県警察の組織の概要について、御説明いたします。

文教警察委員会説明資料の4ページを御覧ください。

なお、本年春の組織改編概要も併せて御説明したいと思いますが、組織改編の概要につきましては、資料6ページに掲載しておりますので参考とさせていただきます。

県警察は警察行政の民主的運営と政治的中立性を確保するため、公安委員会の管理の下に警察本部及び15の警察署で構成されております。

1警察本部は、警務部、生活安全部、刑事部、交通部及び警備部の5部に、25課1所3隊を設置しております。そのほか、警察学校を附置しております。

それでは、警察本部の部ごとに御説明いたします。

警務部は、総務課、広報課、会計課等の9課で構成しております。警務部では、第一線の警察職員が効率的に業務を推進できるよう、組織管理や人事管理、働き方改革の推進、健康管理

対策等の取組を推進しております。

本年春の組織改編により、サイバー事案に対する警察職員の対処能力強化や官民連携等のサイバー戦略を推進するため、生活安全部にあったサイバー犯罪対策課を警務部に移管するとともに、同課の体制を強化しています。

また、留置施設における被留置者のさらなる適正処遇を図るとともに、護送体制を充実させるため、留置管理課の体制を強化しています。

次に、生活安全部は、生活安全企画課等4課で構成しております。生活安全部では、総合的な犯罪防止対策、こども・女性・高齢者の安全確保、生活経済事犯の取締り等を推進しております。

本年春の組織改編により、匿名・流動型犯罪グループなどによる生活経済事犯や風俗事犯等の取締りを推進するため、生活安全捜査課の体制を強化しています。

刑事部は、刑事企画課等5課1所で構成しております。刑事部では、悪質・重要犯罪等の徹底検挙への取組や、暴力団や匿名・流動型犯罪グループなどの組織犯罪対策等を推進しております。

本年春の組織改編により、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪の取締りや、サイバー犯罪対策を部門横断的に総括指揮する刑事部総括参事官を既存の刑事部総括参事官とは別個に新設するとともに、同グループに対する取締りを推進するため、組織犯罪対策課担当班の体制を強化しております。

また、犯罪死の見逃しの絶無を期すため、捜査第一課検視官室の体制を強化しています。

交通部は、交通企画課等4課2隊で構成しております。交通部では、高齢者やこども等に対する交通安全教育、自転車安全利用の促進、交通指導取締り等交通事故防止対策を推進しております。

本年春の組織改編により、交通事故抑止に向けた交通指導取締り等を推進するため交通指導課の体制を、交通規制業務に係る警察署の負担軽減や適正化を推進するため交通規制課の体制をそれぞれ強化しています。

また、外国免許の切替え申請等に対する適正な審査業務を推進するため、運転免許課に外国免許審査係を新設しています。

最後に、警備部は、警備企画課等3課1隊で構成しております。警備部では、災害・テロ等緊急事態対策を中心とした取組を推進しております。

本年春の組織改編により、テロ対策や要人警護等に関する警備情報収集活動を強化するため、警備企画課の体制を強化しています。

続きまして、文教警察委員会説明資料5ページを御覧ください。

2警察署は、大分中央警察署、大分東警察署等15の警察署があります。警察署の下には、交番や駐在所等が設置されており、現在、幹部交番を含めて33交番、105駐在所、1派出所があります。

文教警察委員会説明資料7ページ以降は分掌事務となりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

松中会計課長 令和8年度当初予算の概要につきまして、御説明いたします。

文教警察委員会説明資料15ページを御覧ください。

令和8年度警察本部の予算額は、警察本部①の計の欄に記載のとおり298億4,873万6千円でございます。

これを7年度当初予算額と比較いたしますと、表の一番右の列、前年度対比の上から三つ目の欄に記載のとおり、16億4,841万2千円、率にして5.8%の増額となっております。

これは、給与改定に伴う給料月額及び期末・勤勉手当等の人件費の増額や、110番通信指令システムの更新に伴う年間経費の増額などによるものでございます。

それでは、主要な事業につきまして、予算概要の順に沿って御説明いたします。

16ページを御覧ください。

予算科目の目名、警察本部費でございます。事業名給与費235億1,812万円につきましては、警察官2,093人、一般職員345人、計2,438人に対する給料、各種手当等

の人件費でございます。

17ページを御覧ください。

事業名県民の安全を守る人的基盤強化事業費608万5千円につきましては、一部特別枠事業でございます。

このうち、事業概要欄の一つ目のポツ、学生向け職業体験会等205万7千円につきましては、中長期的な人材確保に向けた取組として、中学生に加え、新たに小学生を対象とした仕事体験会などを行ってまいります。

このほか、SNS広告等を活用した採用募集活動を行い、優秀な人材確保に向けて推進してまいります。

18ページを御覧ください。

装備費でございます。事業名欄一番上の暑熱対策推進事業費2,252万9千円につきましては、特別枠事業でございます。これは、現場で活動する警察官の暑熱対策に必要な資機材として、電動ファン付ベスト等を整備するものでございます。

19ページを御覧ください。

警察施設費でございます。事業名欄上から二つ目の交通安全施設整備費8億6,286万7千円につきましては、道路交通の安全の確保と円滑化を図るため、信号機の新設・改良及び道路標識・標示の更新等交通安全施設の整備を行うものでございます。

その下の交通安全施設高度化推進事業費3億6,162万5千円につきましては、信号機に使用される白熱電球の販売が終了する令和9年度までに、県下全ての信号機のLED化に向けて、計画的な更新整備などを行うものでございます。

その下の路面標示緊急補修事業費4,360万4千円につきましては、特別枠事業でございます。これは、本年9月からの道路交通法施行令改正により、標識で最高速度が指定されていない一般道路において、中央線等の有無によって、法定速度が時速30キロメートルか、時速60キロメートルに決まるため、県警察が管理する黄色実線の中央線のうち、摩耗した区間を補修するものでございます。実施にあたっては、

土木建築部等の道路管理者と連携しながら取り組んでまいります。

20ページを御覧ください。

警察活動費でございます。事業名欄一番上の詐欺被害防止総合対策事業費3,926万8千円につきましては、一部特別枠事業でございます。

このうち、事業概要欄の一つ目のポツ、国際電話遮断アプリ等の普及・加入促進342万7千円につきましては、主な手口の一つである国際電話番号からの着信をブロックするための対策アプリの利用呼び掛けや、国際電話不取扱受付センターへの申込みを促進する業務委託などを行うものでございます。

その下のポツ、SNS等を活用した総合的な広報啓発や防犯アドバイザーによる出前講座の実施2,033万3千円につきましては、複雑、巧妙化する手口の変化に効果的に対応するため、SNSをはじめとする多様な広報媒体を活用しながら、各世代に対してタイムリーかつしっかり伝わる広報啓発や、防犯アドバイザーが企業等を直接訪問して被害防止動画を活用した講話を行うなど、きめ細やかな被害防止活動を行うものでございます。

このほか、引き続きコールセンターによる注意喚起や若者を犯罪に加担させないための動画コンテンツなど、詐欺被害防止に向けた各種施策を総合的に実施してまいります。

21ページを御覧ください。

事業名欄一番上の大規模災害対策推進事業費782万5千円につきましては、特別枠事業でございます。これは、大規模災害に対応するため、ドローン操縦者育成や機体整備に加えて、小型、軽量の電動切断資機材を整備するものでございます。

次に、事業名欄一番下の刑事手続デジタル化推進事業費182万6千円につきましては、特別枠事業でございます。これは、IT化に関する刑事訴訟法が改正されたことに伴い、書類の電子データ化に必要な液晶ペンタブレットやスキャナーなどの整備に係る一月分のリース料でございます。

22ページを御覧ください。

事業名欄下段の交通事故ゼロ推進事業費5,015万3千円につきましては、一部特別粋事業でございます。

このうち、事業概要欄の一番下のポツ、横断歩行者の交通事故防止対策598万2千円につきましては、昨年交通死亡事故の割合が多かった横断歩行者への事故防止対策として、テレビCMやラジオによる広報のほか、大分駅のデジタルサイネージや公共交通機関を活用した広報啓発を行ってまいります。

このほか、引き続き自転車の交通ルールの周知対策や交通安全教育車を活用した交通安全教育を実施するとともに、交通違反取締用機材の整備による交通違反取締りのさらなる強化を図り、交通事故のない安全で快適な交通確保に向けて推進してまいります。

宮成委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見などはありませんか。

原田委員 今年度よろしく願いいたします。

今朝の新聞を見たら、幡野徹前警察本部長が警視庁捜査2課長に出世されていて大変驚きました。皆さん方もまたそういうふうに頑張っていたきたいなと思います。

実は4月から相談がいくつか寄せられておまして、そのほとんどが自転車に乗られている方からの相談なんですけれども、通行区分違反をしたら6千円の罰金になるわけなんですけれども、どこを走っていいか分からないところがあるというわけですよ。大きな歩道だったら走っていい、歩道がないところは端を走るのがいいだろうということなんですけれども、例えば1メートルなり1.5メートルぐらいの歩道があるところと段差がある歩道がありますよね。そのときにどこを走っていいか分からないというわけです。皆さん方も多分運転されるときに気になったりするのではないかなと思うのですが、その辺の徹底というか、どこを走ったらいいという明確な標示がやっぱり必要になってくると思っています。今は4月になったばかりですから違反という話はまだ出ていないんですけど、

これからそういったことがやっぱり起きてくるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

河野交通部長 自転車の青切符制度については、本年4月1日から開始されまして、委員が説明されたとおり、交通ルールに対する不安な声というのは我々も耳に入っております。

まず自転車がどこを通るべきかというお話からですけれども、自転車は軽車両ということで、基本的には車両と同じですから、道路の左端を通る。じゃあ、歩道はいつ通るのかということなんですけれども、13歳未満、それと70歳以上の高齢者については歩道の上を走ってもいいことになっています。それから歩道に自転車歩道通行可の標識があるところについても、自転車は歩道に上がっていいことになっています。自転車は歩道を通るときには車道寄りを走っていただき、歩行者は安全な奥の方を歩いてもらうのが基本なんですけれども、ちょっと道路形状が狭いところという意味合いで、委員は言われているのでしょうか。（「とか」と言う者あり）今のが基本でございまして、例えば車道が狭かったり、工事中であったりという場合は、運転者自身が危ないと思えば、歩道に上がってもいいということになっておりますので、車道上が危ないと思えば、歩道に上がってもらい、歩道の車道寄りを歩行者優先で通行していただければと思います。

標識の設置であるとか今後の広報の在り方については、また検討してまいりたいと思います。

原田委員 私もそのように説明しましたが、車道を走ると後ろから来た車にあおられる心配があつてなかなか怖いと。かといって、歩道に上がると歩行者の邪魔をするという思いがあつて、実際問題そういったことで私はどこを通ったらいいんだろうという思いがどうしてもあるものですから、そういったことを含めてこれからそういったことを見かけるたびに、みんなでやっぱり交通ルールを作っていかなければいけないと思ったので、そのことをお話しさせていただきました。

宮成委員長 ありがとうございます。（「ち

よっと関連していいですか」と言う者あり)

戸高委員 今、交通反則通告制度の話が出ましたんで大学生とかに話を聞きますと、運転免許を取るときには、要するに標識とか交通ルールを学ぶので分かるんですが、いきなりこの法改正というか制度改正になったんで、学ぶ機会が全くないというところを考えると、もう自転車が怖くて乗れないという方が1人いました。それと、いろいろな形で広報もしていただいているんですが、基本的なルールを学ぶ機会が人生のどこかの中で——私のときは自転車に初めて乗るときに、自治会がルールをある程度研修してくれていたんですけども、今は本当にないというのがあって、常識的に分かる範囲と、それを理解すれば大体何ていうんですかね、交通ルールのどこを目印というか、目安にして学んでいけばいいかということも理解できると思うので、何かそういうきっかけをどこかの段階、年代の段階できちんとするという方向がやはり必要かなと思いますので、今アプリとかを使ってクイズとかしていただいているんですけども、ちょっとそのあたりが気になったんで、意見として申し上げときます。

宮成委員長 広報の在り方を検討ということでありましたけれども、学ぶ機会という意見も添えられました。制度改正の時期ですので、様々な手はずを考えていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

福崎委員外議員 2点教えていただきたいのですが、20ページの詐欺被害防止総合対策事業費について、国際電話遮断アプリ等の普及・加入促進ということではありますが、これはものすごく素晴らしいアプリとお聞きしております。どのようにして高齢者とかの携帯にそのアプリを入れていただくような取組を行っていくのか。個人の携帯に入れていくというのはなかなか難しいのではないかなと思うのですが、どういう形で普及させていこうと考えているか。

それから、県警察メール配信システムまもめ

一るについて、私も登録しているのですが、やはりいろいろな事案の通知が来るということで、大変見守りとかに効果的だと思うのですが、今の登録件数と今後どのくらいまで登録者数を伸ばしていこうと考えているのか、そして具体的な取組があれば教えてください。

後藤生活安全部長 それでは、1点目の国際電話遮断アプリの件ですが、昨年12月から警察庁推奨ということで、二つのアプリが無償で登録できるようになっております。これを今回、委託事業という形で予算措置しておりまして、5月11日から約4か月間、委託した業者がこういったアプリの広報や、携帯にインストールする取組をやっております。場所としては、人が多く集まる運転免許センターや県立病院といった大きな病院、それから大分市内の金融機関等々において実施しております。

それからまもめ一るについては、これも長くやっておりますけれども、現在の登録者数が5万6,373名であります。年々徐々に増えてきておりますので、できることなら県民みんなに入ってもらって一番いいわけですが、少しずつ広報しながらこれも継続していきたいと思っております。まもめ一るにおいては、やはり行方不明者を発見したといった効果もありますので、是非これは続けていきたいと考えております。

宮成委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 ほかに質疑もないので、次に執行部から報告をしたい旨の申出があるので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

後藤生活安全部長 さきほど警察本部長が治安情勢についての冒頭で触れましたが、特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺については、最近の手口の傾向やその特徴、被害状況等を踏まえた対策を講じる必要があることから、警察庁が定義の見直しを行い、本年4月1日から定義の整理がなされました。

資料23ページを御覧ください。

これまでに、警察官を騙るいわゆるニセ警察

詐欺は、オレオレ詐欺に分類されていましたが、ニセ警察詐欺という独立した手口として整理されることとなりました。

また、SNS型投資・ロマンス詐欺は、SNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺として特殊詐欺の手口に分類されることとなりました。

これにより、今後の特殊詐欺は13手口となり、公表する被害件数や被害額等は、全て特殊詐欺の数値となります。

宮成委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

戸高委員 私も元々特殊詐欺の中に含まれているものと思ってたものですから、分かりやすくなったと思うのですが、実際にこの特殊詐欺の被害額が多額、高額になっておりまして、検挙後に被害者に戻ってきた例というのがどのぐらいあるのかというのが分かれば教えてください。あと、劇団を各警察署がやっていただいて、それがすごく好評で、自ら出て行って今やっていただいているので非常に有り難いなと思っています。中身についても、SNS型投資詐欺やSNS型ロマンス詐欺といったものを入れながらやっているというようなこともお聞きしましたので、その取組ももっと皆さんに知っていただいて、できれば各警察署で競い合って、グランプリか何かをやっていただくと面白いと思いました。

福岡刑事部長 SNS型投資詐欺やSNS型ロマンス詐欺をはじめとする特殊詐欺を検挙して被害額がどのくらい返ってくるのかという委員のお尋ねに関しまして、大変申し訳ございませんが、手元に数字がございません。

大分県における昨年のSNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺の検挙状況は7件6名、助長犯が8件4名というところでございます。本年も既に3月末の段階で、詐欺本犯5件3名、助長犯2件2名を検挙し、この特殊詐欺、中でもSNS型投資詐欺、SNS型ロマンス詐欺は被害額が極めて大きいわけですから、検挙に力を入れておりますが、この逮捕、検挙に関しましては、最初はやはり受け子とか出し子と言わ

れる組織の中でも下部の者から検挙していき、そこから上のグループの首魁、リーダーを逮捕するような捜査手法を取っている関係から、現在のところ、その被害額が戻ってくるというのはかなり厳しいと言えると思います。ただ、手元に資料がございませんので、また改めてお答えさせていただきたいと思います。

宮成委員長 ではまた何らかの機会によりしくをお願いします。

阿部副委員長 今の質疑に関連ですけれども、冒頭の警察本部長の説明の中でも特殊詐欺の被害がこの4年で10倍になっているんですね。しかしながら、今の刑事部長の説明の中で金額の割には検挙が非常に少ないとありました。これはなぜかという、広域化しているの、大分県だけの事件じゃないと思うんです。さきほどサイバー犯罪対策を強化するという説明がありましたけれども、それをどのような形でこの特殊詐欺、匿名・流動型犯罪グループを検挙しようとしているのか。これは大分県警察だけではできないことだと思います。しかも県境じゃなくて国境を越えて、特にカンボジアでは時々ニュースに出ているように大きな詐欺集団の産業となるような街までつくっている。ああいった集団をどうやって検挙するかというのは、これは大分県警察だけでは当然できない。したがって、警察組織を挙げて、大分県警察と警察庁、警視庁が連携を取りながらやらないといけないと思いますし、それとあと専門性ですよね。SNSだとかサイバーといったものに対する専門性が必要だと思うんですよ。ですから、そういったことに長けた人たちをどのように今採用しようとしているのか。詳しく話せないというんだったらそれはそれでいいんですけども、大分県でも被害が起きているわけですから、その大分県の被害を受けた方を手繰って行って、どのような形で連携を取りながらやっていくのか。一番いいのは被害額を戻してもらうことだと思いますが、無理だとしても逮捕に至るまでのこの努力をどうやって連携を取りながらやるのか。大分県警察だけじゃなくて、日本全国で社会的な問題となっていますから、これは連携を取っ

て全体でやらなきゃいけないと思うのですが、そこら辺について、そういうことが今進められようとしているのか、話せる範囲でお願いします。

福岡刑事部長 阿部副委員長の御質疑にお答えさせていただきます。

サイバー犯罪というところは一つ置いておいて、特殊詐欺に関しましては、明確な人数は申し上げられないんですけども、大分県からも警察庁を中心につくっている犯罪捜査チーム、一つは特殊詐欺連合捜査班（T A I T）と呼ばれるチームをつくっております、ここに大分県からも警察官を出向、派遣させて、全国の警察がそこに一堂に会して捜査をするチームがあります。

また、警察庁それから警視庁を中心に、この春からこの特殊詐欺を特別に捜査するチームもつくっております。そこにも大分県警察から行かせていただいております。

特殊詐欺に関しましては、副委員長がおっしゃられるとおり、大分県の方が被害に遭ってもそのお金が振り出されるのが東京都であったり、また全国各地であったりするわけですので、そこに即座に捜査員を派遣して捜査をする。あるいはとても遠い県であれば、現地の県警察をお願いをして、それに付随する捜査をしていただくような連携も現在できております。また、大分県警察の管轄内が振出場所等になった場合にも、当県警察が動いて、それが当県の被害者の方でなくても即座に捜査するような連携はさせていただきます。

また、昨年12月に、県警察だけではなく、金融機関の方と連携をする協定をつくらせていただいて、全国で犯罪に使用された口座、この情報が連携したことで分かるようになっておりまして、この口座に大分県の方が振り込んだような場合、被害に遭っている可能性もありますので、こういったことを即座に県警察の方からその方にお話をするというような形で、被害の未然防止に努めております。それは被害防止の方でございますが、捜査の方に関しましては、前半で申し上げたとおり、全国の警察が連携を

して、また海外に関しても、警察庁を中心に捜査連携をしているところでございます。

山岡警務部長 副委員長からサイバー犯罪の関係のお話がございましたので、その部分について説明させていただきます。

まず、サイバー犯罪に関しては、警察庁も最近組織改編がございました。ずっと生活安全局というところにサイバー犯罪対策課がございましたけれども、令和4年にサイバー警察局という生活安全局とは別に局をつくりました。警察庁で局ができるのは28年ぶりでしたけれども、新しい局をつくって、そこでこれまでは警察庁が犯罪捜査を直接することはなかったのですが、サイバー特別捜査隊という実動部隊を警察庁もつくって、そこでやると。副委員長がおっしゃるように県境とか国境を越えて犯罪が行われていますので、そこを警察庁がしっかりグリップしていくということになっております。当然、大分県警察も警察庁と連携をして捜査をしているところですし、人事交流も行っているところでございます。

大分県警察の取組ですけれども、この春から組織改編を行いまして、まず県警察の方も生活安全部にサイバー犯罪対策課がございましたけれども、これを警務部に移管をして、もう生活安全部とかいう部門を取っ払って、横串刺して県警察としてやっていこうということで、体制変更したところでございます。

サイバー人材についても、中途人材を含めて、採用の検討を進めておりますし、県警察全員の底上げということで、今まではこのサイバーの知識というのは一部の警察官だけあればいいということでしたけれども、今はもう全員が持っていないといけない知識ですので、そういう底上げも独自の検定とかもやって、取り組んでいるところでございます。

後藤生活安全部長 今、刑事部長、警務部長がおっしゃったとおりで、匿名・流動型犯罪グループ、これが匿名性を最大限利用してこういった違法なビジネスモデルをつくって、これに急転換しているということと、国外の組織、これと違法なネットワークを構築しているというの

が警察庁の見解でございます。

生活安全部からすれば、検挙と防犯の両輪でやっていけないといけないのですけれども、生活安全部としては特に予防ということで、今回の予算措置の中で、広報に関しては昨年度の3倍ぐらいの予算をいただきましたので、県民の行動変容を促すような、抵抗力をつけられるような広報をしっかりとやっていきたいと考えております。

さきほど戸高委員からありました劇団のことについても、そういったコンテストというのなかなかいいなと思いますので、検討させていただきたいと思います。

阿部副委員長 実は私の息子がインターネットを介していろいろな物をちょこちょこ買うんですよ。そうすると、いつの間にかクレジットカードの番号が漏れて、使われた形跡があるということでカード会社から連絡がありました。息子にはインターネットでもう物を買うなどか言うんですけど、我々もインターネットでホテルの予約とかをクレジットカードで決済しますので、これは安全じゃなければ当然いけないわけですが、そこら辺がいつの間にか読み取られて悪用されるというような事件が増えてくる。そういったことにも対応をしっかりとさせていただくことと、特殊詐欺もやはり県境を越えて、今言われました組織を全国的にやっていたいようですので、大分県警察も積極的にそれに参加をしていただいて、広域連携でこの詐欺の産業を一日でも早く潰してもらいたいと思います。

宮成委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

以上で予定されていた案件は終わりましたが、この際、何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 別にないので、これをもって警察

本部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

宮成委員長 これより、教育委員会関係の説明に入りますが、本日は初めての委員会なので、まず私から御挨拶を申し上げます。

〔宮成委員長挨拶〕

宮成委員長 それでは、委員の自己紹介をお願いします。

〔委員自己紹介〕

宮成委員長 また、本日は委員外議員として福岡議員に出席いただいています。

次に、事務局職員を紹介します。

議事課の神農主査です。（起立挨拶）

政策調査課の瑞木主任です。（起立挨拶）

続いて、執行部の自己紹介をお願いします。

〔山田教育長挨拶〕

〔幹部職員自己紹介〕

宮成委員長 ありがとうございます。

それでは、令和8年度教育委員会組織及び重点方針等について、執行部の説明を求めます。

曾根田教育次長 令和8年度行政組織及び重点事業等のうち、教育委員会組織等について御説明します。

お手元の文教警察委員会説明資料の2ページをお願いします。

1 教育委員会ですが、教育長と5名の教育委員による合議制の執行機関となっております。

引き続き、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保に意を用いつつ、総合教育会議等を通じて、知事部局との連携を図ってまいります。

委員会会議の開催にあたっては、議案のみならず協議・報告事項を多数設定して率直な意見交換を行うなど、引き続き委員会の活性化に努めてまいります。

また、学校現場や市町村教育委員会の実情把握、課題認識の共有をしっかりと図りながら、教育行政の推進に取り組んでまいります。

次に、2 教育委員会事務局の組織です。令和8年度の組織改正においては、高校だけでなく

小中学校においてもグローバル人材育成の取組を一層推進するため、留学や国際交流活動等に関するものを高校教育課から教育改革・企画課に移管するとともに、その推進役として、教育改革・企画課内に教育改革推進監を新設しました。

また、高校授業料無償化など昨今の高校を取り巻く情勢を踏まえ、高校での学びの質の向上や魅力ある学校づくりを一層推進するため、高校教育課に高校教育推進監を新設しました。

そのほか、新たなネットワークの構築や次世代型校務支援システムの整備を計画的に進めるため、教育DX推進課内に基盤整備・システム開発支援班を新設するなどの組織改正を行いました。

次に、地方機関につきましては昨年度と同様に6教育事務所、遠隔教育配信センターをはじめとする八つの教育機関となっております。

なお、これら教育委員会事務局等の職員数は3ページにありますとおり、4月1日現在で409名でございます。

次に、4県立学校でございます。高校等学校全日制が本校38校と分校1校と定時・通信制が1校、特別支援学校が本校16校と分校2校、中学校が2校の合計60校となっております。

以上の組織体制の下、大分県の教育の振興を図ってまいります。

続きまして、令和8年度大分県教育委員会の重点方針等について御説明します。

4ページをお願いします。

大分県教育委員会では、教育行政及び教育指導について、特に重点的に取り組む事項や考え方をまとめた重点方針を毎年度策定し、公表しています。

大分県長期教育計画（「教育県大分」創造プラン2025）を踏まえ、今年度新たに計画している事業や、特に重点的に取り組む内容を具体的にお示しする形で重点方針を作成しました。

お手元の資料4ページから5ページにかけて、学校教育、社会教育、文化財・伝統文化、スポーツの各分野について、計画の七つの基本目標ごとに取組を整理しています。

例えば、学校教育の分野では、4ページの1学びを保障し、可能性を引き出す学校教育の推進の上から三つ目、高校における遠隔授業受信校の拡大や、幅広い学力層に対応した学習用コンテンツの配信などによる、遠隔教育の一層の充実や、同じページの3安全・安心で質の高い教育環境の確保の一番下、県立学びヶ丘中学校におけるコース別授業の設定や、学生サポーターの導入など個別の学習支援の充実、次のページの4信頼と対話に基づく学校運営の実現の上から四つ目、専門スタッフ等の配置や生成AIの利活用など、業務量管理・健康確保措置実施計画の着実な実施による働き方改革の推進などを掲げています。

下欄の社会教育の分野では、一番上の子どもの科学への好奇心や探求心の育成に向けた、体験型こども科学館O-Lab（オーラボ）の講座充実や、一番下の子どものスマートフォンやインターネット利用に係るトラブル防止に向けた保護者への啓発推進などを掲げています。

また、右側上欄の文化財・伝統文化の分野では、上から二つ目の収蔵資料や現在見ることでできない遺構、民俗文化財などのデジタル化による文化財・伝統文化の保存・継承や、その一つ下の子どもガイドの育成や企画展の開催など、大友宗麟生誕500年に向けた機運の醸成などを掲げています。

下欄のスポーツの分野では、一番上の総合型地域スポーツクラブから企業への講師派遣などによる、働く世代に対する運動・スポーツ実施機会の創出や、その一つ下の地域スポーツ指導者の養成・確保と資質向上のための、大学等と連携した研修体制の充実などを掲げています。

この重点方針の下、教育の成果を上げられるよう全力を尽くしてまいります。

続きまして、令和8年度教育委員会予算概要について御説明します。

6ページをお願いします。

表の下から3段目に二重線で囲んでありますが、教育委員会計の令和8年度当初予算額は、246億6,713万5千円です。これをその右の令和7年度当初予算額と比較しますと、5

1億8,134万4千円の増、率にして4.3%の増となっております。

内訳はその下にありますとおり、事業費が14億6,774万4千円、6.0%の減、人件費が66億4,908万8千円、7.0%の増となっております。

事業費の減は、公立小中学校と県立高校生徒1人1台端末の更新完了、市町村立27億円、県立15億円などによるものです。

人件費の増は、人事委員会勧告による給与の引上げに伴う給与費の増などによるものです。

板倉教育改革・企画課長 続きまして、教育庁各課室の組織・分掌事務・重点事業について御説明します。

教育改革・企画課です。

7ページをお願いします。

まず、1組織についてですが、総務・広報班、企画管理班、法務班、改革企画・グローバル推進班の四つの班で構成し、職員数は23名となっています。

また、地方機関は中津、別府、大分、佐伯、竹田、日田の6教育事務所があり、職員数は全部で50名となっています。

次に、8ページの2分掌事務について、主なものとして、(1)教育改革の推進に関すること、(4)教育費の予算に係る事務の総括に関すること、(8)教育に係る広報広聴に関すること、(12)争訟に関する事務の連絡調整に関することなどを担当しております。

次に、3重点事業については、大分県長期教育計画(「教育県大分」創造プラン2025)の着実な実行や、生徒の挑戦意欲等を喚起する海外留学支援や国内でのグローバル活動支援の充実などに取り組んでまいります。

佐野教育DX推進課長 教育DX推進課です。

9ページをお願いします。

まず、1組織についてですが、企画・管理班、ICT教育指導班、基盤整備・システム開発支援班の3班で構成し、職員数は11名となっています。

また、地方機関として遠隔教育配信センターがあり、職員数は19名となっています。

次に、2分掌事務について、主なものとして、(2)教育庁及び教育機関における情報通信技術の活用のための環境の整備に関すること、(3)先端技術、デジタル教材等の普及・活用に関すること、(5)情報活用能力の育成に関することなどを担当しています。

次に、3重点事業についてですが、(1)児童生徒の情報活用能力育成に向けた1人1台端末の更なる利活用の促進、(2)教育DXに向けた新たなネットワーク環境の構築と次世代校務支援システムの整備、(3)生成AIや授業支援アプリなど、教育現場における先端技術の利活用の促進、(4)高校における遠隔教育「大分モデル」の確立や小規模小中学校における遠隔学習の推進などに取り組んでまいります。

神屋教育人事課長 教育人事課です。

10ページをお願いします。

まず、1組織についてですが、企画・研修班、給与制度班、給与管理班、教育庁人事班、小中学校人事班、県立学校人事班、採用試験・免許班の七つの班で構成し、職員数は32名となっています。

また、教育センターについては、総務企画部、教科研修・ICT推進部、特別支援教育部、教育相談部の四つの部で構成し、職員数は30名となっています。

次に、11ページの2分掌事務について、主なものとして、(1)教育庁及び教育機関の職員並びに市町村立学校県費負担教職員の人事に関すること、(8)、(9)教員、実習助手等の採用選考試験、校長・教頭採用資格保有者選考試験等昇任試験に関すること、(10)教職員の給与、手当等に関することなどを担当しております。

次に、3重点事業についてですが、(1)「教育県大分」を担う人材の確保と資質能力の向上を図るとともに、(2)勤務時間管理の適正化と働き方改革を推進してまいります。

樋口教育財務課長 教育財務課です。

12ページをお願いします。

まず、1組織についてですが、管理予算班、財務支援班、就学支援班、施設管理班の四つの

班で構成し、職員数は大分県奨学会への業務援助を含めて24名となっています。

次に、2分掌事務について、主なものとして、(3) 県立学校等の施設及び設備の整備に関すること、(6) 就学奨励に関することなどを担当しております。

次に、3重点事業についてですが、教育環境の改善を図るため、校舎等の大規模改修や体育館への空調設置、特別支援学校の再編整備など県立学校の施設整備を進めてまいります。

佐藤福利課長 福利課です。

13ページをお願いします。

まず、1組織についてですが、管理予算班、健康支援班の二つの班で構成し、職員数は公立学校共済組合大分県支部業務従事1名、大分県教職員互助会業務援助1名を含め、10名となっています。

次に、2分掌事務について、主なものとして、(1) 教育庁及び教育機関の職員の保健、健康診断、健康支援及び安全衛生に関すること、(6) 公立学校共済組合大分支部に関することなどを担当しております。

次に、3重点事業についてですが、(1) 業務量管理・健康確保措置計画に関する取組推進及び(2) 若年層の心身の健康保持増進に向けた取組を進めてまいります。

今年度も引き続き、全ての教職員が安心して教育に専念することができるよう、メンタルヘルス研修会、若手職員健康づくり講習会等を通じて、ラインケアとセルフケアの両面から教職員の心身の健康確保を推進してまいります。

安部学校安全・安心支援課長 学校安全・安心支援課です。

14ページをお願いします。

まず、1組織についてですが、安全・安心企画班、学校防災・安全班、いじめ・不登校対策班の三つの班で構成し、職員数は12名となっています。

次に、2分掌事務について、主なものとして、(2) 生徒指導に係る総合企画並びに指導、助言及び連絡調整に関すること、(6) 幼児・児童・生徒の安全対策の事務の総括に関すること

などを担当しております。

次に、3重点事業についてですが、(1) スクールカウンセラーや登校支援員の配置拡充、家庭や警察等関係機関との連携強化等による、いじめ・不登校の未然防止・早期対応の徹底、

(2) 安全マップの作成やデジタル技術を活用した災害体験など、実践的な防災教育の推進などに取り組んでまいります。

桐野義務教育課長 義務教育課です。

まず、県内初の夜間中学である県立学びヶ丘中学校がこのたび滞りなく開校しましたことを報告いたします。関係者の皆様の御尽力に心より感謝申し上げますとともに、引き続きの御支援をよろしくお願いいたします。

それでは、15ページをお願いします。

1組織についてですが、管理予算班、義務教育指導班、幼児教育推進班、学力向上支援班の四つの班で構成し、職員数は大分県芸術文化スポーツ振興財団への業務援助を含めて17名となっています。

次に、2分掌事務について、主なものとして、(1)、(2) 市町村立学校の教育課程、学習指導等の学校教育に関すること及びそれらの指導及び助言、(3)、(4) 市町村立学校の学力向上対策に関すること及び全国・県の学力調査に関すること、(1)、(2)、(6)、(13) 県立学びヶ丘中学校に関することなどを担当しております。

次に、3重点事業についてですが、(1) 「小学校教科担任制」の充実、英語・数学教育の戦略的取組の拡充、(2) 組織的な授業改善やキャリア教育の推進に加え、(4) 学びヶ丘中学校の教育活動などの支援に取り組んでまいります。

続きまして、幼児教育センターです。

16ページをお願いします。

1組織についてですが、義務教育課長と義務教育課幼児教育推進班員が兼務、併任となっております。

幼児教育センターは、所長を含めた正規職員4名と幼児教育スーパーバイザー3名を配置し、計7名体制となります。

次に、2分掌事務ですが、（１）幼児教育関係職員の研修に関することなどを担当し、福祉保健部と連携しながら県内の教育及び保育水準の向上を目指します。

次に、3重点事業についてですが、（１）幼児教育の充実を目指し、幼児教育スーパーバイザーを希望する施設に派遣することに加え、（２）幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、小学校・幼稚園教諭・保育士等を対象とした幼小接続地区別合同研修会を実施してまいります。

岡本特別支援教育課長 特別支援教育課です。

まず、別府やまなみ支援学校がこのたび滞りなく開校しましたことを報告いたします。関係者の皆様の御尽力に心より感謝申し上げます。今後は新校舎のもと、児童生徒の学びの充実に取り組んでまいります。

17ページをお願いします。

まず、1組織についてですが、企画・管理班、指導班の二つの班で構成し、職員数は10名となっています。

次に、2分掌事務について、主なものとして、（１）県立特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする児童生徒及び幼児に対する教育の振興に係る総合企画並びに指導、助言及び連絡調整に関すること、（３）県立特別支援学校の就学に関することなどを担当しております。

次に、3重点事業についてですが、（１）「大分県特別支援教育推進プラン2025」の実現に向けて、着実に取組を進めてまいります。

（２）本県におけるインクルーシブ教育システムを一層推進するため、特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習の推進に取り組めます。

（３）個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用推進を通じて、特に小中学校等における教職員の専門性の向上を図り、特別支援教育の充実に努めます。

鈴木高校教育課長 高校教育課です。

18ページをお願いします。

まず、1組織についてですが、管理予算班、

産業教育指導班、高校教育指導班、高校改革推進班の四つの班で構成し、職員数は22名となっています。

地方機関について、くじゅうアグリ創生塾は事業課で構成し、職員数は4名です。

次に、2分掌事務について、主なものとして、（１）県立高等学校及び県立中学校の教育課程、学習指導、進路指導等に関すること、（５）産業教育、定時制教育及び通信教育の振興に関すること、（９）県立高等学校及び県立中学校の入学定員の策定に関すること、（10）県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜に関することなどを担当しております。

次に、3重点事業についてですが、（１）生徒の主体性や学ぶ意欲を引き出す授業の工夫改善及びSTEAM教育等の探究的な学びの質の向上や、（２）生徒の自己実現につながるキャリア教育の推進、（３）地域を担う人づくりと活力ある地域づくりに貢献する魅力・特色ある高等学校づくりの推進などに取り組んでまいります。

馬場社会教育課長 社会教育課です。

19ページをお願いします。

まず、1組織についてですが、管理予算班、学校・家庭・地域協働推進班、生涯学習・社会教育推進班の三つの班で構成し、職員数は17名となっています。なお、うち1名については、生活環境部生活環境企画課との併任となっています。

（２）地方機関について、県立図書館は総務企画課、サービス課、学校・地域支援課、郷土資料室の三つの課と一つの室で構成し、職員数は30名となっています。

また、香々地青少年の家及び九重青少年の家は事業課で構成し、いずれも職員数は7名です。

次に、2分掌事務について、主なものとして、（１）生涯学習の推進のための施策の企画及び連絡調整に関すること、（２）社会教育の振興のための企画及び指導助言に関すること、（３）学校、家庭及び地域の連携及び協働の推進に関することなどを担当しています。

次に、3重点事業についてですが、（１）多

様な学習機会の提供と、生涯を通じた学びを支援する人材の育成とネットワークの構築、（２）図書館・青少年の家・体験型子ども科学館Ｏ－Ｌａｂｏ等を通じた青少年の健全育成の推進、（３）地域学校協働活動推進員の配置促進などを通じたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に努めてまいります。

栗本人権教育・部落差別解消推進課長 人権教育・部落差別解消推進課です。

２０ページをお願いします。

まず、１組織についてですが、管理予算班、人権教育推進班の二つの班で構成し、職員数は公益社団法人への業務援助を含めて８名となっています。

次に、２分掌事務について、主なものとして、（１）人権教育及び部落差別解消の推進に係る企画調整に関すること、（２）人権教育及び部落差別解消に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関することなどを担当しております。

次に、３重点事業についてですが、（１）「大分県人権教育推進計画（改訂版）」を踏まえた人権尊重の３視点による人権の授業づくりの推進、（２）大分県人権問題講師団等を活用した、多様な人権課題に応じた学習機会の充実、（３）日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒への支援の充実など、時代の変化を見据えた教育の推進に努めてまいります。

手嶋文化課長 文化課です。

２１ページをお願いします。

まず、１組織についてですが、教育文化班、文化財班の二つの班で構成し、職員数は１６名となっています。うち１名については、生活環境部自然保護推進室への併任、２名については大分県芸術文化スポーツ振興財団への業務援助となっています。

（２）地方機関は、歴史博物館が職員数１１名、先哲史料館が６名、埋蔵文化財センターが１５名となっています。

２分掌事務についてですが、主なものとして、（２）文化財の保護及び調査に関すること、（６）学校の文化関係団体に関することなどを担当しています。

次に、３重点事業についてですが、（１）子どもたちの文化芸術環境の構築と教職員の負担軽減を図るため、部活動の地域展開を推進します。

（２）文化課と所管３施設で連携し、文化財のデジタル化を通しておおいたの歴史・文化の魅力発信を推進します。

（３）令和１２年の大友宗麟生誕５００周年に向けた機運を醸成するため、大友宗麟ゆかりの市である大分市、臼杵市、津久見市と連携し、埋蔵文化財センターを拠点とした企画展等を開催します。

吉野体育保健課長 体育保健課です。

２２ページをお願いします。

まず、１組織についてですが、管理予算班、学校保健・食育班、学校体育班、生涯スポーツ班、競技力向上対策班の五つの班で構成し、大分県スポーツ協会等への業務援助４名を含めて職員数は２８名となっています。

次に、２分掌事務について、主なものとして、（１）学校体育に関すること、（２）、（３）生涯スポーツや競技スポーツに関すること、（４）、（５）学校保健や学校給食及び食育に関すること、（８）児童・生徒の健康管理に関することなどを担当しております。

次に、３重点事業についてですが、体力向上対策として、体育専科教員等を活用した授業改善を推進するとともに、（１）のとおり、１校１実践などの学校内での組織的な取組を強化していきます。

また、（２）のとおり、子どもたちのスポーツ環境の確保と教職員の働き方改革のため、公立中学校における休日の部活動の地域展開を推進します。昨年度末に見直した県の方針により、令和１３年度末までに原則全ての部活動の休日の活動を地域へ移行するよう、指導者人材バンクの活用などを通じた市町村支援を強化していきます。

さらに、健康課題への対応として、（３）のとおり、食育や生活・運動習慣の改善に向けた取組を推進するとともに、歯と口の健康については引き続きむし歯本数の減少に向けたフッ化

物洗口等の取組を進めるなど、バランスのとれた身体づくりを推進します。

宮成委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

原田委員 大分県教育の一つの課題として、教員不足があるわけですが、今年度の始業式時点での教員欠員状況についてお知らせください。

神屋教育人事課長 始業式時点の教員の不足状況なんですけれども、全校種合わせて35人となっておりまして、昨年度の1学期始業式時点の56人から21人減少しております。校種別に見ますと、小学校が10人、中学校が4人、高校が6人、特別支援学校が15人となっております。特に小中学校が14人ということで、昨年度の39人から25人減少しております。県立学校については21人ということで、昨年度の17人から4人増となっております。

小中学校の方で欠員が減少した要因ですが、昨年度末に定年退職者がいなかったというのはございますが、昨年度実施した採用試験から補欠合格制度を導入いたしまして、こちらがかなりの欠員数減につながったと考えております。

県立学校については、やはり特別支援学校の方で児童生徒数が増えておりまして、それに伴って学級数が増えているということで、なかなか欠員の数が昨年度から減らなかったところとなっております。

原田委員 全国的に教員不足が続いている中で、いろいろな施策が少しずつ実りつつあると思いますから、これからも頑張っていきたいなと思います。ちょっと確認ですけど、この欠員というのは昨年もお伺いしたんですけど、いわゆる加配も含めた県費負担教員に対する欠員ということでよろしいですね。

神屋教育人事課長 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、それから公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律に基づく基礎定数に対しての欠員ということでありますので、加配については除いています。

(「いますか」と言う者あり) はい。ただ、加配については、国に要望してもなかなかそれが全部付かなかつたりするので、加配を除いた形で基礎定数に対する欠員状況をお示ししております。

原田委員 確認ですが、昨年聞いたときには加配を含めていると思っていたのですが、去年も含まれていなかったということですか。

神屋教育人事課長 昨年度も加配を除いた形で欠員状況を御報告させていただいております。(「分かりました」と言う者あり)

宮成委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

宮成委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

宮成委員長 ほかに質疑もないので、次に執行部から報告をしたい旨の申出があるので、これを許します。

まず、①の報告をお願いします。

鈴木高校教育課長 高等学校入学者選抜について、報告いたします。

資料23ページを御覧ください。

1 令和8年度入試結果について、全日制では入学定員7千人に対し、最終合格者数は6,476人となりました。欠員は525人で、昨年度の欠員568人から減少しております。定員を充足した高校は19校で、県全体の定員充足率は92.5%となっており、昨年度から0.7ポイントのアップとなっております。

次の表を御覧ください。一次入試における志願倍率を九州内他県と比較したのになります。今年度からの私学無償化の影響が懸念されましたが、本県の令和8年度の一次入試における志願倍率は1.03倍で昨年度並みでした。一方、九州各県において志願倍率は軒並み低下しており、九州内で志願倍率が昨年度より上昇し、1倍を超えたのは大分県のみとなっております。

次に、令和8年度入試で導入した複数校志願制度の状況について説明いたします。

第二志願では91人が出願し、その結果、中津北高校、杵築高校、大分工業高校の3校が定

員を充足しました。地域の全日制24校の状況を見ますと、一次入試の第一志願実施後と第二志願実施後の定員充足率を比較すると2.2ポイント上昇しており、これは過去5年間で最も高い数値となりました。一度の学力検査で複数校受験できる本制度は一定の成果を収めていると考えています。

次に、2令和9年度入試について説明いたします。

令和9年度入試では、Web出願システムを全ての全日制・定時制の県立高校の入試において導入します。これまで紙媒体による願書提出や入学考査料の現金納付でしたが、このシステムによりインターネットを利用しての出願や入学考査料のクレジット決済等が可能となります。受験票の発行や合格発表までの一連の手続もシステム上で行われるようになり、入試業務の円滑化が期待できます。

また、第一次入学者選抜を一般入学者選抜に名称変更します。令和8年度に導入した複数校志願制度における第二志願で一定の成果があったことから、受験生が県立高校をより選びやすくなるよう第三志願まで出願を可能とします。

第二・第三志願の出願につきましては、第一志願の志願変更の翌週に、各校の欠員状況を見て行うこととしました。第一志願から第三志願までの出願を一般入試の学力検査の前に行い、合格発表を一度に行います。

第三志願の導入、これに伴う入試日程の変更は、さきほど説明したWeb出願の導入により、出願手続や入試事務が効率化したことで可能となったものです。

資料24ページには学校ごとの欠員状況をまとめた資料を添付しておりますので、御確認ください。

宮成委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

阿部副委員長 資料24ページの杵築高校について、令和7年度の欠員が15人と記載されているんですけれども、これ欠員はなかったんじゃないかなと思うのですが。

鈴木高校教育課長 ありがとうございます。

杵築高校の令和7年度入学者選抜の結果については、定員200名に対しまして、合格者が185名ということで15名の欠員が生じております。

阿部副委員長 入学者も15人少なかったんでしょうか。

鈴木高校教育課長 お見込みのとおりでございます。（「そうでしたか」と言う者あり）

三浦委員 今年度の入学者選抜から複数校志願制度が導入されたわけでありますけれども、Webシステムの出願もいいと思いますし、第三志願の導入も個人的にはいいのではないかなと思うのですが、ここまでの経緯をお聞かせいただきたいと思います。

まず、Web出願の関係ですけれども、県内では由布高校が先行的にされていたと思うのですが、由布高校の受験を希望する方が、今、高校教育課長がおっしゃるようにWeb出願システムをしっかりと機能的に行えていたかどうか、現場の感覚をまずお聞かせ願いたいと思います。

それともう1点。この第三志願とありますけれども、今回複数校ということで、定員を満たしたのが今正に中津北高校と杵築高校、大分工業高校ということで、あとは残念ながら満たしていない中で、私個人的にはいいと思うのですが、この第三志願を設けることについて、それを希望する声を受験者並びに学校側から上がってきているのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

鈴木高校教育課長 ありがとうございます。

まず、1点目のWeb出願システムでございますけれども、こちらは、今御指摘をいただきましたとおり、令和8年度入試で連携型中高一貫教育に係る入学者選抜ということで、御指摘いただいた由布高校に加えまして、安心院高校でも導入をしております。我々が聞き及ぶ限りにおいては、円滑、効率的に事務を実施することができたということで、こういった声も踏まえて、令和9年度の入試に遺漏、遅滞なくしっかりと臨みたいと考えております。

第三志願制度については、今回、まずはできる限り県立高校を選びやすくするという趣旨で第二志願制度というものを導入しましたが、今回その第二志願を導入して、他方でやはり定員を上回る応募があって、なかなか第二志願でもその高校に行けなかったという生徒もいます。そういった状況もある中において、できる限り県立高校を選びやすくすることにおいて、第二志願に加えて第三志願を導入することによって判断に至ったというところでございます。

三浦委員 この第三志願ですが、さきほど冒頭で申し上げましたが、私は賛成であります。受験者の選択の幅が広がるということはとてもいいことだと思いますので、Web出願システムと同様に、各高校や中学校等にもこういった通知を行っているようでありますので、制度が若干変更になったという点も踏まえて、しっかりと保護者、子どもたちに対して丁寧な対応をしていただくよう要望させていただきます。

宮成委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 ほかに質疑もないので、次に②の報告をお願いします。

鈴木高校教育課長 高等学校教育改革実行計画について御報告します。

資料25ページをお開きください。

今後事務職や文系人材が余剰となり、AI・ロボット等利活用人材を含む専門職や現場人材、理系人材の不足が懸念されることを背景に、本年2月に国から2040年に向けた高校改革の方向性がグランドデザインとして示されました。

この中で、2040年に向けた高校の姿として、三つの視点が示されています。

一つ目はAIに代替されない能力や個性の伸長、二つ目は専門高校の高度化や普通科改革を通じた最先端を学ぶ高校の特色化・魅力化など我が国や地域の経済・社会の発展を支える人材育成、三つ目が一人一人の多様な学習ニーズに

対応した学ぶ機会の確保となっており、この三つの視点を重視しながら大学や産業界などと連携して高校改革を進めるものです。

資料26ページをお開きください。

このグランドデザインを踏まえ、今年度中に各都道府県において高校教育改革実行計画を策定し、令和9年度以降、各都道府県は国から交付される予定の交付金を活用した取組が求められます。

他方で、この実行計画の策定に先駆け、国は令和7年度補正予算にて高等学校教育改革促進基金を創設しました。

資料27ページをお開きください。

この基金は教育内容の抜本的改革と、それを可能にする環境整備を一体的に行う改革を先導する拠点を改革先導拠点として定め、先進的な学びを創出し、その取組・成果を域内の高校に普及することを目的としています。

改革先導拠点を定めるにあたっては、国から三つの類型が示されています。

一つ目はアドバンスト・エッセンシャルワーカー等の育成です。これは専門高校の機能強化を通じて新技術を活用し、生産性の向上や高付加価値化を図る高度な産業人材の育成のことを示しますが、地域産業や生活基盤を支える専門的な人材の育成に重点を置き、探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学びを実現するものです。

二つ目は理数系人材の育成です。理数的素養を身に付けつつ、自ら問いを立て、解決する研究を行う高等教育を見据えた文理融合の学びを実現するものです。

三つ目は多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保です。人口減少地域に魅力ある学びの選択肢を増やすため、地域の教育資源を活かした学びや遠隔授業を活用した学びの提供を実現するものです。

大分県においても国が提示しているこの3類型に応じた改革先導拠点を設定し、その取組・成果を県内の高校へ普及していきたいと考えています。

現在、改革先導拠点の選定と改革内容について

て鋭意検討を進めているところです。本県を支える産業人材や理数系人材の育成のため、まずは改革先導拠点の創出に取り組んでまいります。

宮成委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

三浦委員 今、高校教育課長から説明をいただいたとおりで、正にこの課題として、エッセンシャルワーカーの圧倒的な不足だったり、理数系であったり、現場人材の不足、専門職の不足というところで、これから実行計画の策定にあたるということでありましたけれども、大事なことは、将来どのような人材が求められているのか、とりわけ大分県にとっての産業人材の確保を見据えて、正にその基盤がこの高校教育だと思いますので、我々もしっかりこの取組を注視していきたいと思いますので、期待しております。

宮成委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 ほかに質疑もないので、次に③の報告をお願いします。

吉野体育保健課長 部活動の地域展開に係る大分県の方針について、御報告申し上げます。

資料２８ページを御覧ください。

本方針は国が昨年末に示したガイドラインを基に、本県における取組の指針として本年３月に策定したものです。

少子化が急速に進む中、将来にわたり子どもたちがスポーツや文化芸術活動に親しめる環境を維持すること、あわせて教員の働き方改革を推進すること、この二つを大きな目的としております。

方針は六つの項目で構成しておりますが、本日はその中から特に重要な三つのポイントに絞って御説明いたします。

資料２９ページをお開きください。

資料上段の１改革の方向性を御覧ください。

国が示す令和８年度から１３年度までの６年

間を、本県においても同様に改革実行期間と位置付け、段階的に改革を進めてまいります。

その下、２改革のポイントについての（１）改革期間についてを御覧ください。

休日の部活動については、令和１３年度末までに原則として全ての部活動で地域展開、つまり地域クラブ活動への移行を目指します。

一方、平日の活動については、国の検証結果や各地域の実情を慎重に見極めながら可能な範囲から着実に取組を進めていく考えでございます。

次に、（２）活動時間等についてを御覧ください。

地域クラブへの移行後も、子どもたちの健やかな成長と適切な生活時間の確保を最優先に考え、基準を設けております。

具体的には、休日の活動を土日両日とも可能とする一方、時間は平日２時間程度、休日３時間程度以内とし、週合計１１時間程度を上限といたします。あわせて、週２日以上のおやすみを徹底いたします。

また、昨今注目されているラーケーションの考え方を取り入れ、家庭の事情や自主的な学びを尊重し、休日の活動への参加はあくまで生徒の自主的、自発的なものであることを基本といたします。

最後に、活動の受け皿となる地域クラブの質をどう担保するかという点でございます。

（３）地域クラブ活動における認定制度についてを御覧ください。

実施主体である市町村が、国の基準に基づき地域クラブを認定する制度を導入いたします。これにより、競技力のみを追求する一部の民間スクール等とは一線を画し、学校教育の延長線上にある教育的配慮の行き届いた活動としての質を確保いたします。認定にあたっては、活動時間や休養日の遵守、適切な参加費の設定、コンプライアンスに基づいた指導体制や安全確保など七つの要件を厳格に審査することとしています。認定を受けたクラブに対しては、学校施設の優先利用や使用料の減免といった公的支援に加え、大会参加時の交通費や宿泊費の補助な

ど、こどもたちの活動を支える支援策を検討してまいります。

県といたしましては、この新たな方針に基づき、こどもたちの活動環境の充実と教職員の働き方改革を両輪として、市町村や関係団体と緊密に連携しながら部活動の地域展開に全力で取り組んでまいります。

宮成委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの報告について、委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

成迫委員 御説明ありがとうございます。

2改革のポイントの部分で、平日については、この検証を踏まえ、地域の実情等に応じた取組を進めるとなっておるんですけれども、佐伯市ではもう既に中学校2校が部活動の廃止ということで、生徒は選択肢を失った状況になっています。令和8年度からはこの方向性であったり、ポイントを踏まえたりして変えていくと今御説明いただきましたが、まだ国の検証も踏まえていない中で、ちょっと見切り発進をしているという印象を受けました。私の出身校が地域展開に移った要因というの、環境が整っているというのものもあるし、地域クラブもある程度充実しているといったことを踏まえて移行したんですけれども、聞きたいのは、大分県内でそういったもう既に部活動を廃止した学校がどのくらいあるのかということと、県がどこまで把握できているのか、その点を教えてください。

吉野体育保健課長 まず、県の把握状況でございますが、これについては定期的にそれぞれの市町村の担当者と連絡協議会的な会議を設けておりますので、生の声をしっかりと受け止めていると我々は考えております。

その中で、学校部活動において、既に完全に廃止をしたという市町村はまだございませんが、今年の9月以降に平日も含めて部活動から地域クラブに移行するのが1市ございます。

今委員がおっしゃられましたとおり、それぞれの市町村によって状況が違いますし、学校によっても違いますので、その歩みにしっかり合わせて伴走支援をしてまいりたいと考えております。

成迫委員 ありがとうございます。

選択肢を失った生徒がこれからどのくらい出てくるのかなど、そこら辺の状況もしっかり調査していただきながら、一人でもそういった生徒が少なくなるように、また検討をお願いできたらと思います。

宮成委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 ほかに質疑もないので、これで諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

三浦委員 こどもたちの学びという観点で、校外活動、いわゆる修学旅行などがありますが、残念ながら、先日沖縄県名護市辺野古沖で事故が起こってしまいましたけれども、文部科学省から通知も来ているようでありますので、是非安全確保の徹底をよろしくお願いいたします。

志村委員 さきほど質疑すればよかったんですけれども、高校教育改革における高校という定義は何ですかね。

鈴木高校教育課長 ありがとうございます。

高校については、国が定義しているもので申し上げますと、全日制、定時制、通信制、全てを含むいわゆる高校ということになっております。

ただ、他方で今回この高校教育改革において、さきほど基金の御説明も申し上げましたけれども、そういった範疇には、生徒に直接学びを提供する教育機関も含むということになっております。したがって、いわゆる今回の高校教育改革の高校は何かということについては、いわゆる全日制、通信制、定時制を含む高校と教育委員会が設置する、生徒に直接学びを提供する教育機関も含まれるということでありまして、

志村委員 私立高校はどういう立ち位置になるわけですか。

鈴木高校教育課長 基本的に今回のグランドデザインの中心的な対象は公立の高校となっておりますが、ただ、今回実行計画を策定すること

に各都道府県がなっておりますけれども、各都道府県の判断によって、私立高校を含めることも可能となっております。

志村委員 今回、高校の授業料無償化が私立の方まで同時ということなんで、今回の高校入試も若干そういう傾向となり、私立の方に目的を持って進学するというふうなことも表れているんじゃないかなと感覚で思うんですけども、つまり私立も公立もどういうふうに共にこどもたちを育てていくかという時代にやっぱり入ると思うんですね。だから、大分県教育委員会は公立高校が範疇であるものの、大分県全体とすれば、私立に行く高校生もやっぱり同じ宝でありますので、そこをこの改革の中にどういかしていくかというのは、少し対象を広げながら考える必要があると思うし、それから私立高校を教育委員会としてどう今後捉えていくのか。これはやっぱり考えないといけない時期に来ているのではないかなという思いを持っておりますので、大きなテーマとして、何かそんな話ができるような機会あるといいなと思っているのですが、どうでしょうか。

鈴木高校教育課長 ありがとうございます。

大変重要な御指摘だと思っております。教育委員会では3年に1回、大分県公立学校教育協議会というものを開催しておりますけれども、そういった場も通じて、私立との意見交換、そしてまた大分県としてどのように高校教育を振興させていくのか、そこは公立、私立の区別なく進めていくべきだと思っておりますので、そういったところについては、意思疎通をしっかりとしていきたいと考えております。

宮成委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 ほかにないようなので、これをもって教育委員会関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

また、委員外議員の方もお疲れ様でした。

委員の皆さんは、このあと協議を行いますので、お待ちください。

〔教育委員会、委員外議員退室〕

宮成委員長 これより、内部協議を行います。

まず、県内所管事務調査についてですが、事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

宮成委員長 以上で、説明は終わりました。

ただいまの説明について、委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 それでは、この行程で決定したいと思うので、よろしくお願いします。

なお、県内調査の欠席や途中離脱、県庁出発でなく現地合流をする場合は、分かった時点で事務局へ御連絡ください。

次に、県外所管事務調査についてです。

まず、日程について事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

宮成委員長 それでは、日程について御検討いただきしたいと思います。

〔内部協議〕

宮成委員長 それでは、県外所管事務調査については、阿部副委員長の日程が調整できれば8月24日、調整が不調となれば8月20日から3日間、実施することにしたいと思います。

ただいま御検討いただいた趣旨に沿って、行程案を事務局に作成させます。

なお、今後の調整については、私に御一任願います。

行程は、第2回定例会の文教警察委員会で正式決定したいと思います。

次に、その他ですが、預かり金の運用について事務局に説明させます。

〔事務局説明〕

宮成委員長 預り金の運用については、これまでどおりとしてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

宮成委員長 それでは、これまでどおりの運用でお願いしたいと思います。

以上で、予定されている事項は終わりましたが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

宮成委員長 別にないので、これをもって委員

会を終わります。
お疲れ様でした。